



島根県報

令和4年8月26日（金）

号外第94号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 5

告 示**島根県告示第585号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	小伊津港線	出雲市小伊津町1631番2地先から同町1654番12地先まで	前	メートル 3.68～ 8.43	メートル 18.00	出雲県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	メートル 4.80～ 17.00	メートル 18.00		

島根県告示第586号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	安来伯太日南線	安来市安来町字川子740番2地先から同番地先まで	前	メートル 15.00～ 15.40	メートル 6.40	松江県土整備事務所 広瀬土木事業所	不用物件発生 減幅 払下げ
			後	14.00～ 15.40	6.40		

島根県告示第587号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	美郷飯南線	邑智郡美郷町上川戸402番1地先から同617番3地先まで	前	A	メートル 8.30～ 10.40	メートル 122.20	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
			後	A	8.30～ 10.40	122.20	
				B	6.00～ 15.80	127.20	

島根県告示第588号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	小伊津港線	出雲市小伊津町1631番2地先から同町1654番12地先まで	メートル 18.00	令和4年 8月26日	出雲県土整備事務所	